

申告（記入）日		年 月 日		
施設・事業所名		☐ 利用中 ☐ 申込中	児童氏名 (併記可)	(年 月 日生)
申告者氏名		(児童との続柄)		

求職活動申告書

（宛先）京都市長

私の求職活動状況について、次のとおり申告します。

就労先が決まった場合は、就労証明書を提出します。

※ 該当するもの全てにチェックを付けて直近1か月の活動内容を記入してください。また、現在求職活動を行っている場合、証明する書類（ハローワークカード等）があれば、写しを添付して提出してください。

（複数回答可）

- ☐ 採用試験を受けて結果を待っている。（結果通知予定日 年 月 日）
- ☐ 採用試験を受けたが、不合格だった。（最終結果通知日 年 月 日）
- ☐ ハローワークで求人情報を検索している。（頻度 日・週・月に 回）
- ☐ ハローワーク以外の就労支援サービスを受けている。（内容 ）
- ☐ 人材派遣会社に登録している。
- ☐ 起業準備をしている。（起業予定日 年 月 日）
- ☐ 入園後、本格的に就労先を探す。（予定している求職活動内容にチェック）
- ☐ハローワークで検索する。 ☐人材派遣会社に登録する。 ☐起業準備をする。
- ☐その他（ ）
- ☐ 就労しているが、現在の勤務時間が月48時間未満であり、勤務時間を48時間以上に延長するため、現在の勤務先に相談もしくは転職予定である。
- ☐ その他（ ）

認定開始日（保育利用開始予定日）時点における求職活動や起業準備の予定を記入してください。（求職活動を理由に保育の認定を受けることができる期間は3か月です。）

予定期間	会社名・場所	内容
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		

挙証資料が提出されない場合又は提出された資料から求職活動を行っているとは判断できない場合は、求職活動を休止しているものとみなし、教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

記入例

施設・事業所名		R●年 ●● 月 ●● 日	
〇〇保育園	☐ 利用中 ☒ 中退中	児童氏名 (併記可)	京都 優子 (R●年 ●月 ●日生)
求職活動をされている方一人につき 1枚提出してください。		優子 (児童との続柄 母)	

求職活動申告書

(宛先) 京都市長

私の求職活動状況に

就労先が決まった場合は、就労証明書を提出します。

現時点で就労先が内定している場合は、就労証明書を提出してください。

利用中又は第一希望保育施設・事業所名、児童氏名、生年月日、申告者氏名、児童との続柄を記入してください。

※ 該当するもの全てにチェックを付けて直近1か月の活動内容を記入してください。また、現在求職活動を行っている場合、証明する書類（ハローワークカード等）があれば、写しを添付して提出してください。

該当するもの全てにチェックを付けてください。（ ）内も記入してください。

(複数回答可)

- ☒ 採用試験を受けて結果を待っている。（結果通知予定日 R ● 年 ● 月 ● 日）
- ☐ 採用試験を受けたが、不合格だった。（最終結果通知日 年 月 日）
- ☒ ハローワークで求人情報を検索している。（頻度 3 (日)・週・月に 1 回）
- ☐ ハローワーク以外の就労支援サービスを受けている。（内容 ）
- ☐ 人材派遣会社に登録している。
- ☐ 起業準備をしている。（起業予定日 年 月 日）
- ☐ 入園後、本格的に就労先を探す。（予定している求職活動内容にチェック）
 - ☐ ハローワークで検索する。 ☐ 人材派遣会社に登録する。 ☐ 起業準備をする。
 - ☐ その他（ ）
- ☐ 就労しているが、現在の勤務時間が月48時間未満であり、勤務時間を48時間以上に延長するため、現在の勤務先に相談もしくは転職予定である。
- ☐ その他（ ）

認定開始日（保育利用開始予定日）時点における求職活動や起業準備の予定を記入してください。（求職活動を理由に保育の認定を受けることができる期間は3か月です。）

予定期間	会社名・場所	内容
R●年●月～R●年●月	ハローワーク	ハローワークカードの作成・求人情報検索
R●年●月～R●年●月	〇〇人材派遣会社	派遣の登録
R●年●月～R●年●月	××株式会社	採用面接
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		

認定開始日時点で予定している求職活動の状況を詳細に記入してください。
ハローワークカードの写しや面接を受けた企業の求人票の写しがあれば添付してください。

挙証資料が提出されない場合又は提出された資料から求職活動を行っているとは判断できない場合は、求職活動を休止しているものとみなし、教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定を取り消すことがあります。